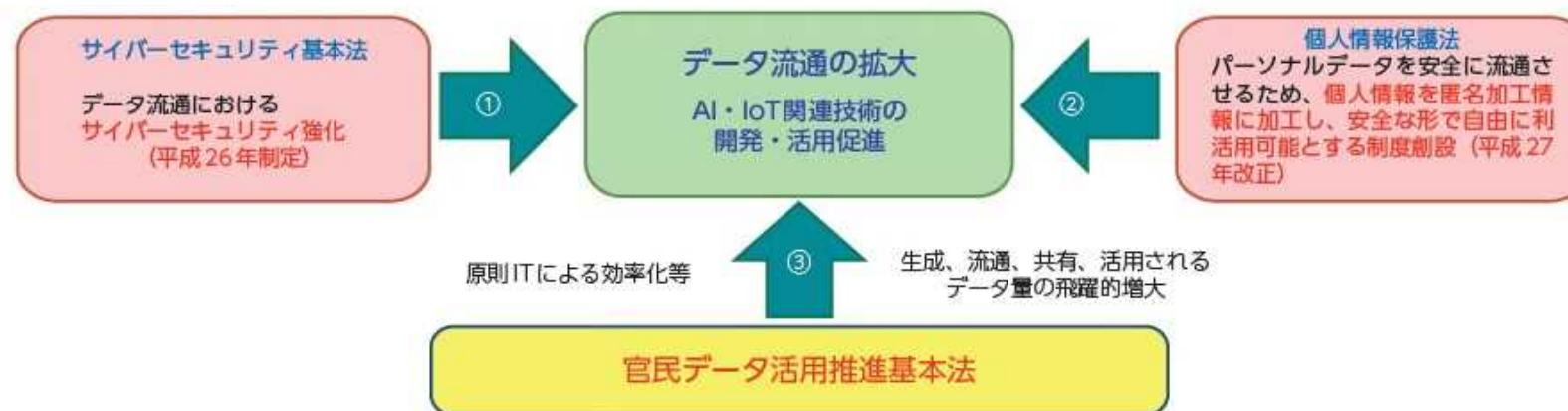


# データの流通・利活用に関する主な法令

## 資料7

科学技術・学術審議会学術分科会  
学術情報委員会(第10回)  
平成30年6月27日(水)

### データの流通・利活用に関連する法律の位置付け



(出典) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室「官民データ活用推進戦略会議の開催について<sup>\*2</sup>」より総務省作成

平成29年版 情報通信白書より抜粋

### 官民データ活用推進基本法(平成28年12月制定)

官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的とする。

第11条第2項に「事業者は、自らが保有する官民データであって公益の増進に資するものについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」とデータのオープン化について記載。

#### <官民データの定義>

「官民データ」とは、電磁的記録(※1)に記録された情報(※2)であって、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人若しくはその他の事業者により、その事務又は事業の遂行に当たり管理され、利用され、又は提供されるものをいう。(2条)

※1 電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

※2 国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがあるものを除く。

## 個人情報保護法(平成27年9月一部改正)の主なポイント

ポイント	内容
1. 個人情報の定義の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定の個人の身体の一部の特徴をコンピュータで処理できるよう変換した符号又はサービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号であって、政令又は個人情報保護委員会規則で定められたものは、「個人識別符号」として、個人情報に該当することが明確化された。</li> <li>・ その他、本人に対する不当な差別、偏見等が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報として、人種、信条、病歴、犯罪の経歴等を含む個人情報が「要配慮個人情報」(いわゆるセンシティブ情報)として規定され、一段高い規制の対象となった。</li> </ul>
2. 匿名加工情報制度の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の有用性を確保する観点から、「匿名加工情報」という新たな制度が設けられた。</li> <li>・ 「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ当該個人情報を復元することができないようにしたもの。匿名加工情報の作成は、個人情報保護委員会規則で定める基準に従って行わなければならない。</li> </ul>
3. 個人情報を第三者に提供する場合の確認と記録の作成の義務化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の流通の適正さを確保するための規定として、今後、個人データを第三者に提供する場合、提供した記録を作成し、また第三者から個人データの提供を受ける場合にも、取得の経緯などを確認した上で、記録を作成しなければならない。</li> <li>・ 事業者がオプトアウト手続(本人の求めに応じて個人データの提供を停止することとし、あらかじめ、その旨や提供する個人データの項目等を本人に通知又は本人が容易に知り得る状態に置くことで、個人データを第三者に提供できる手続)を利用する場合、個人情報保護委員会への届出が義務づけられた。</li> </ul>
4. 個人情報保護委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに個人情報保護に関する独立した監督機関として個人情報保護委員会を設置した。</li> <li>・ 個人情報保護委員会は、報告徴収、立入検査、指導、助言、勧告及び命令の権限が付与され、個人情報の適正な取扱いを確保すべく、事業者に対する指導・監督を行う勧告や命令を行うことができる。</li> </ul>
5. 外国にある第三者に対する個人データの提供に関する規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報の取扱いのグローバル化に対応すべく、1)外国にある第三者へ提供することについて、本人の同意を得ている場合、2)提供先の第三者が、個人情報保護制度が日本と同等の水準にあると認められる外国にある場合、又は3)提供先の第三者が個人情報保護委員会の規則で定める基準に適合する体制を整備している場合に限り、外国にある第三者に対して国内と同様に個人データを提供することが可能。</li> </ul>

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年制定)  
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年制定)

何人も、行政文書・法人文書の開示を請求できるとし、開示される文書の範囲は、行政文書・法人文書に次に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、開示することとしている。

<不開示の種類>

- 1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの等。ただし、法令の規定又は慣行により公にされている情報、公務員や独立行政法人等の役職員等の職に関する情報等は除く。
- 2) 法人等に関する情報で、公にすると、法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの、非公開条件付の任意提供情報であって、通例公にしないこととされているもの等
- 3) 公にすると、国の安全が害されるおそれ、他国との信頼関係が損なわれる等のおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- 4) 公にすると、犯罪の予防、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある行政文書に記録されている情報
- 5) 国の機関、独立行政法人等及び地方公共団体の内部又は相互の審議、検討等に関する情報で、公にすると、率直な意見の交換が不当に損なわれる等のおそれがあるもの
- 6) 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体等が行う事務又は事業に関する情報で、公にすると、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

## 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（平成29年5月制定）

特定の個人を識別できないように医療情報を匿名加工する事業者に対する規制を整備し、匿名加工された医療情報の安心・適正な利活用を通じて、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿健社会の形成に資する。

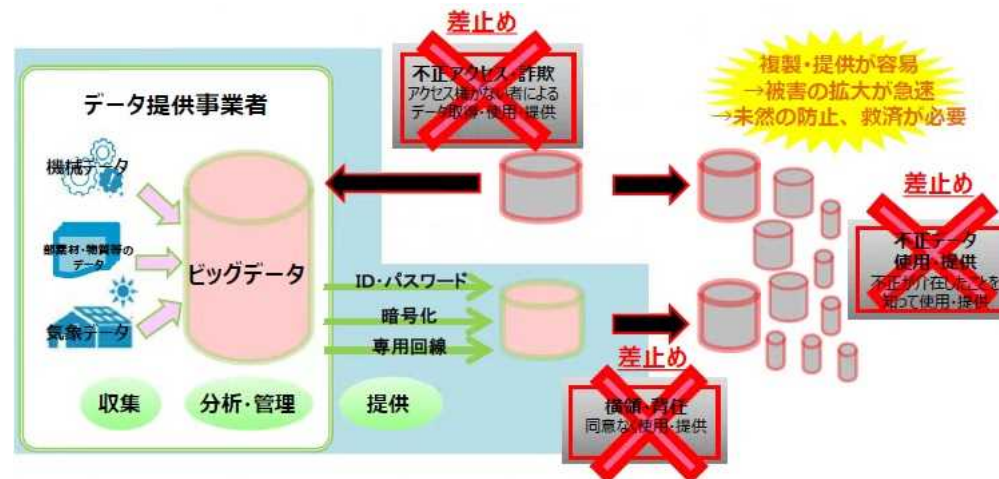
個人の医療情報を安全に匿名加工する技術を持つ事業者を国が認定。医療機関は、認定事業者に医療情報を提供することを本人へ事前に伝え、拒否されなければ提供できる。

## 不正競争防止法（平成30年5月一部改正）

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（一部改正）

- ・相手方を限定して業として提供するデータ（ID/パスワード等の電磁的方法により管理されているものに限る。）の不正な取得、使用及び開示を不正競争に位置づけ、これに対する差止請求権等の民事上の措置を設ける。
- ・暗号等の技術的制限手段について、その効果を妨げる機器の提供等だけでなく、その効果を妨げる役務の提供等も不正競争とする。



経済産業省  
「不正競争防止法等の一部を改正  
する法律案【不競法等】の概要」よ  
り抜粋

<http://www.meti.go.jp/press/2017/02/20180227001/20180227001-2.pdf>

## (参考)その他、ガイドライン・報告書等の例

### 公正取引委員会「データと競争政策に関する検討会」報告書(平成29年6月)

データを事業活動に生かすことの重要性が高まる中で、データの利活用を促すことに資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となってきたことを踏まえ、公正取引委員会は、競争政策研究センター内に「データと競争政策に関する検討会」(座長:後藤晃 東京大学名誉教授)を設置し、特に、インターネットやIoT等によって収集されるパーソナル・データや産業データの事業活動への投入財としての利活用に焦点を当てて、今後のデータの独占禁止法の適用の在り方や競争政策上の論点を整理するため、平成29年1月から検討を開始し、6月に報告書を取りまとめたもの。

なお、同報告書は、公正取引委員会の正式な見解を示すものではなく、同検討会の見解を示すもの。

### 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」(平成30年6月)

民間事業者等が、データの利用等に関する契約やAI技術を利用するソフトウェアの開発・利用に関する契約を締結する際の参考として、契約上の主な課題や論点、契約条項例、条項作成時の考慮要素等を、経済産業省が整理したもので、データ編とAI編から成る。

#### 1. データ編

##### <目的>

データ契約について、類型ごとに主な課題や論点を提示しつつ、契約条項例や条項作成時の考慮要素等を示すことで、契約実務の集積の乏しさに伴う取引費用を削減し、データ契約の普及を図り、ひいてはデータの有効活用を促進すること。

##### <ガイドラインの対象>

契約に関係する全ての者を幅広く想定。

##### <概要>

データ契約を、「データ提供型」、「データ創出型」、「データ共用型(プラットフォーム型)」の3類型に整理し、それぞれ構造、主な法的論点、適切な契約の取決め方法を説明。また、データ提供型とデータ創出型に関して、主な契約条項例を示す。

#### 2. AI編

##### <目的>

AI技術の特性や基本的概念について解説。AI技術を利用したソフトウェアの開発・利用契約を作成するに当たっての考慮要素、トラブルを予防する方法等について基本的な考え方を提示することで、開発・利用を促進することを目的。

##### <ガイドラインの対象>

大企業から中小企業まで、大手ITベンダからベンチャー企業まで、全ての企業。

##### <概要>

AI技術の基本的概念やAI技術を利用したソフトウェア開発の特徴について解説。開発契約については、開発プロセスを(1)アセスメント段階、(2)PoC段階、(3)開発段階、(4)追加学習段階に分けて探索的に開発を行う「探索的段階型」の開発方式を提唱し、それぞれの段階における契約方式や契約の考慮要素、契約条項例を示す。